

第4期海洋基本計画における 海洋人材の育成・確保と 国民の理解の増進について

令和6年6月28日

内閣府 総合海洋政策推進事務局

参事官 川口 悦生

海洋基本法の概要

背景

食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割の増大

海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案の発生等、様々な海の問題の顕在化

海洋政策の新たな制度的枠組みの構築が必要

海洋基本法の公布（平成19年4月27日）、施行（同7月20日）

基本理念

海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

海洋の安全の確保

科学的知見の充実

海洋産業の健全な発展

海洋の総合的管理

国際的協調

基本的施策

海洋政策の推進体制

海洋資源の開発及び利用の推進
海洋環境の保全等
排他的経済水域等の開発等の推進
海上輸送の確保
海洋の安全の確保
海洋調査の推進
海洋科学技術に関する研究開発の推進等
海洋産業の振興及び国際競争力の強化
沿岸域の総合的管理
離島の保全等
国際的な連携の確保及び国際協力の推進
海洋に関する国民の理解の増進等

国

総合海洋政策本部の設置

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、海洋政策担当大臣

- ・有識者からなる参与会議の設置（12名以内）
- ・事務局の設置（関係8府省）

海洋基本計画の策定

海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定。おおむね5年ごとに見直し

【第1期】H20.3閣議決定

【第2期】H25.4閣議決定

【第3期】H30.5閣議決定

【第4期】R5.4閣議決定



地方公共団体

各区域の自然的社会的条件に
応じた施策の策定、実施

事業者

基本理念に則った事業活動、
国・地方公共団体への協力

国民

海洋の恵沢の認識、
国・地方公共団体への協力

第4期 海洋基本計画 全体概要

海洋政策の推進の枠組み

- 海洋に関する諸施策は、**海洋基本法**（平成19年法律第33号）及び**海洋基本計画**に基づき、総合的かつ計画的に推進。
- 内閣に**総合海洋政策本部**を設置（本部長：総理）。
- 参与会議**が重要事項について審議し、本部長に意見。
- 第1期計画を平成20年3月に策定。以後、**概ね5年ごとに計画を見直し**。
- 令和5年4月28日、総合海洋政策本部会合で第4期計画案を了承の後、同日、**第4期計画を閣議決定**。

海洋基本計画の構成

はじめに

第1部 海洋政策のあり方

- 取組状況、最近の情勢
- 計画の策定及び実施に関し十分に認識すべき事項
- 海洋に関する施策についての基本的な方針

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき措置

第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 海洋政策を推進するためのガバナンス等

第4期海洋基本計画のポイント

海洋政策上の喫緊の課題

ア 我が国周辺海域をめぐる情勢への対応

関係機関が連携して**防衛力・海上法執行能力等の向上**に取り組み、ハード面及びソフト面からまず我が国自身の努力によって**抑止力・対処力を不断に強化**することが必要。

イ 気候変動や自然災害への対応

予測・防災・減災機能の強化や**脱炭素社会の実現**に向けた取組を推進し、国民の安全・安心に貢献することが重要。

ウ 国際競争力の強化

海洋分野における時代に即した実効性の高い施策や技術力の向上とその社会実装を通じた**国際競争力強化**の取組が急務。

エ 海洋人材の育成・確保

産業構造の転換やイノベーションに対応する技術を持った人材の育成・確保のため、産学官連携での取組が必要。

海洋政策の大きな変革・**オーシャントランスフォーメーション・OX**（Ocean Transformation）を推進すべき時との認識のもと、基本的な方針の大きな2つの柱として、「**総合的な海洋の安全保障**」及び「**持続可能な海洋の構築**」を位置付け。また、着実に実施すべき主要施策として、**海洋の産業利用の促進、科学的知見の充実、海洋におけるDXの推進、北極政策の推進、国際連携・国際協力、海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進、感染症対策**を位置付け。

総合的かつ計画的に講ずべき措置 **379項目の施策** を9つの分野に列挙。担当府省庁を明記。

海洋政策に「横ぐし」を刺す国家戦略である**海洋基本計画**を**確実に実行**するため、**ガバナンスの更なる強化**に取り組む。

- 政府が**参与会議**の識見を十分に得て議論を重ね、**高い実効性とスピード感**をもって諸施策を**確実に実現**。
- 施策の工程管理と**代表的な指標（KPI）**等に基づく海洋政策の推進状況の多角的な評価を通じて、**各年度において重点的に取り組む施策を明確化**。

第4期海洋基本計画における海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進

9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進（第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき措置）

（1）海洋立国を支える専門人材の育成と確保

ア 海洋産業の育成と構造転換に対応した人材の育成・確保及び教育環境の整備

洋上風力発電の設置・運営に関する人材を育成する。（経済産業省）

シミュレーション共通基盤に係る開発が実施され、実用化された場合において、これを活用しつつ、**海運業・造船業の国際競争力強化のための人材育成について産学官の連携を推進**する。（内閣府、国土交通省）

海洋政策を推進する基盤となる**国際法・海洋法の研究者を専門家に育成するため、行政実務経験の機会の提供**を行う。（内閣府）

海洋に関する大学等において各機関が有する特色を踏まえ、実践力強化のために産学連携を推進し、産業界のニーズ等に留意したカリキュラムの構築など、海洋開発の基盤となる人材や、デジタル・グリーン等の観点から海洋分野をけん引する高度専門人材の育成に資する取組を促進する。（文部科学省）

海洋人材の育成と確保につながるよう、関係省庁の連携により、海洋分野におけるリカレント教育を推進する。（文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

海洋や水産に関する専門教育を行う高校、高専や海洋系・商船系・水産系の大学・大学校において、教育環境の整備を含め、産業界が求める人材ニーズ等を踏まえた教育の高度化を図る。（文部科学省、農林水産省、国土交通省）

外板疲労等による老朽化の進行が指摘されている練習船の代船建造を計画的かつ早期に進め、学生等の安心・安全な教育研究環境の整備や新たな設備等の搭載による教育研究の高度化を着実に図る。（文部科学省）

イ 造船業・船舶工業に関わる人材の育成

学生生徒の造船業・船用工業への就職率の向上のため、職業としての魅力を発信する取組を継続する。造船技能者に対しては、造船技能研修センターの活用等により、高度な専門人材の育成を図る取組を継続する。（国土交通省）

地方運輸局等を主体とした地域の造船企業、地元教育機関等との会合等を通じ、地域の連携体制を強化し、各地域のニーズに即した造船に関する教育の充実、造船人材の確保・育成を図る。（国土交通省）

ウ 船員等の育成・確保

独立行政法人海技教育機構において外航・内航海運のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員を養成するため、**教育の高度化を含む船員教育の見直しや、乗船実習教育における多科・多人数配乗を改善する等、産学官が連携して人材育成に取り組む**。（内閣府、文部科学省、国土交通省）

船員教育機関以外の学校や、海運以外の業界を含む幅広い分野から多様な人材を集め、船員として雇用・育成する取組を促進するとともに、船員の労務管理の適正化や船員行政手続のデジタル化等を通じた働き方改革、魅力ある職場づくり等による船員への就業・定着の推進を図る。あわせて、地域の実業家等と連携して、若年の船員志望者を増やす取組を推進する。（国土交通省）

若年船員の計画的な確保及び女性船員の活躍促進に向け取り組むとともに、退職海上自衛官等が船員として就業するための環境整備を引き続き行う。（国土交通省、防衛省）

優秀なアジア人外航船員の確保・育成のため、開発途上国の船員教育者の技能向上を図り、より優秀な船員を養成することを目的とした研修を実施する。（国土交通省）

船舶交通の要衝及び難所において船舶を導き、航行の安全を確保することで海運を支える重要な役割を担う水先人の安定的な確保・育成のため、国、水先人、海運事業者等の関係者の連携の下、複数免許取得の促進、募集活動の強化等の確保・育成策に取り組む。（国土交通省）

第4期海洋基本計画における海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進

9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進（第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき措置）

（1）海洋立国を支える専門人材の育成と確保

エ 海洋土木の担い手の育成・確保

海洋土木への理解を深めるため、官民が連携して、学生生徒を対象とした現場見学会や、国や建設事業者の土木技術者との意見交換会等を引き続き実施する。また、潜水土等に対する認知度の向上や海洋土木に関する教育の充実により担い手となり得る若年者層の拡大を図る。（国土交通省）

魅力的な職場とするため、官民が連携して、適切な休日確保等の就労環境改善に引き続き取り組む。（国土交通省）

次の世代へと技術を伝承するため、官民が連携して、若手技術者の現場体験の機会の拡大に引き続き取り組む。（国土交通省）

生産性の向上を図るため、測量から設計、施工、検査、維持管理に至るプロセス全体に3次元データを活用するなど、ICTの導入を拡大していくとともに、ICTに対応できる人材の育成を推進する。（国土交通省）

東南アジア諸国等へのインフラ海外展開を推進するため、プロジェクトの川上から川下まで、各段階を担える人材の育成を更に進める。（国土交通省）

オ 水産業の担い手の育成・確保

新規漁業事業者の漁業への定着率の向上を図り、将来の漁業の担い手として育成していくため、漁業への就業情報の提供や現場での研修を支援する。また、漁船漁業の乗組員不足に対応するため、水産高校生等に漁業の魅力を伝え、就業に結び付ける取組の推進のほか、海技試験の受験に必要な乗船履歴を早期に取得できる仕組みの実践等により、海技士等の計画的な確保・育成に努める。（文部科学省、農林水産省、国土交通省）

水産業及びその関連分野の人材確保のため、水産業において指導的役割を果たす人材を育成する国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校や、水産に関する課程を備えた高校・大学において、好事例の普及や質の高い教員の育成・配置等による実践的な専門教育の充実を図るとともに、実習船・練習船の整備を始めとする教育環境の整備を引き続き推進する。（文部科学省、農林水産省）

水産業のICT化を始め、持続的な水産資源の利用や収益性の高い操業体制への転換を進めるとともに、水産業普及指導員による新たな技術・知識の導入についての指導・助言を実施する。（農林水産省）

水産業における女性の活躍の場を更に広げるため、漁獲物の加工や消費者ニーズに対応した商品開発等、女性の特性を活かしつつ能力を発揮できる多種多様な活動を促進する。（農林水産省）

カ 海洋科学技術に関する人材育成

将来にわたって、海洋に関する研究開発を推進し、海洋科学技術による経済・社会的課題の解決等を図るため、専門性と俯瞰力を持った海洋科学技術に携わる人材の質と層を向上させる。また、初等中等教育、高等教育の各段階において、海洋に関する教育を実施し、海洋科学技術に興味を持つ人の裾野を広げる。（文部科学省）

大学及び大学院において、学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実を図るとともに、産業界等とも連携しながらインターンシップ等の推進や、リカレント教育等の実践的な取組を推進することにより、海洋科学技術に関する先進的な人材を育成する。

（文部科学省）

海洋分野の特性に鑑み、調査船内における個別スペースの確保を始め女性が生活しやすい環境に配慮するなど、海洋関係の国立研究開発法人で女性研究者の活躍を推進する。（文部科学省）

第4期海洋基本計画における海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進

9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進（第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき措置）

（2）子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

2025年までに全ての市町村で海洋教育が実践されることを目指し、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、関係府省・関係機関間の連携を一層強化する。（内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

学校現場で活用できる副読本（インターネット上におけるものを含む。）の開発や、施設見学、キャリア教育・教科等横断的な学習の推進、教員がアクセスして使えるデータ利用・教材作成の手引きの充実等を通じ、教育現場が主体的かつ継続的に取り組めるような環境整備を行う。教える側のリテラシー向上に向けて、教育委員会等向けに、海洋に関するコンテンツ・情報の発信を行う。特に、海洋に関する科学的な理解を深めるため、副読本において、大学・研究機関等における研究開発の最新の状況を児童生徒の発達段階にに応じて解説・情報発信する。また、関係府省・関係機関と連携し、STEAM教育を推進する。（内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省）

海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育と水族館や博物館等の社会教育施設、水産業や海事産業等の産業施設、国立研究開発法人等の研究機関、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進する。（文部科学省、農林水産省、国土交通省）

（3）海洋に関する国民の理解の増進

海洋に関する国民の理解と関心を喚起するため、国民の祝日である「海の日」制定の意義に鑑み、「海の日」や「海の月間」等の機会を通じて、大学・研究機関等が所有する船舶や海上保安庁による灯台等の一般公開、各種海洋産業の施設見学会や職場体験会、海岸清掃活動、海洋環境保全、海洋安全、沿岸域についての普及啓発活動、マリレジャーの普及や理解増進等の多様な取組を、産学官等で連携・協力の下、実施する。（内閣府、文部科学省、国土交通省）

平成27年12月、第70回国連総会において、人々の津波に対する意識向上と津波対策の強化を目的に、日本を始め世界142か国が共同提案し、全会一致で採択された「世界津波の日（11月5日）」を一つの切り口として、世界各地における「世界津波の日」シンポジウム等の普及啓発活動の推進や自然災害に脆弱な国における津波防災訓練等の実施を通じて、防災分野の様々な分野で国際協力を推進する。（外務省）

一般国民が海に親しむ機会を拡大し、子どもや若者を始めとする多くの人に対し、海・船への興味・関心をより一層高める「C to Seaプロジェクト」を強力に推進するとともに、独立行政法人海技教育機構の練習船等を活用した小中学生等の各種行事への参加等を通じた普及啓発への取組も強化する。また、海事広報における官民の取組と関係者間の連携を強化し、海洋に関する理解増進や海事観光の推進のための継続的な情報発信を行う。（国土交通省）

海洋に関する様々な情報を有する大学・研究機関等において、ICTの利活用を進め、メディア、インターネット等を通じて分かりやすく発信する。特に、ネットメディア、SNS、バーチャルリアリティ（VR）等の利活用を促進する。（文部科学省、農林水産省、国土交通省）

海洋に関する科学技術の魅力や研究活動の実際を分かりやすく伝え、効果的な理解増進に資することを目的として、研究機関等における、広報活動に携わる専門的な人材の活用を推進する。（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

メタンハイドレートなどの国産海洋資源開発に関する正確な知識の普及と一般国民の理解増進を図るため、インターネットでの情報発信を始めとした各学校が取り組むエネルギー教育にも資するような広報活動を行う。（文部科学省、経済産業省）

海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、遺跡の保存や活用等に関する検討を進める。（文部科学省）

地方公共団体による水族館・科学館のコンテンツの充実、調査船の一般公開、講演会・イベント等の開催、体験型学習等の取組や海洋振興策の検討に対し、大学・研究機関等の積極的な協力を図る。また、地域における産学官連携のネットワークを通じて、地域の特色を活かした海洋教育、普及啓発活動の取組を推進する。（内閣府、文部科学省）

海洋人材の育成・確保や国民の理解増進に向けた取組

(2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

「ニッポン学びの海プラットフォーム」の設置、関係府省等の連携を一層強化

趣旨

全ての市町村で海洋教育が実践されることを目指し、関係府省・関係機関間の連携を強化するため、情報共有や検討を行う。

検討事項

- (1) 海洋教育の推進に関する取組について
- (2) その他、海洋教育の推進に関する方策について

構成員（令和6年6月現在）

内閣府（事務局）、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省、(公財)笹川平和財団

第1回会合（令和4年12月19日）

1. ニッポン学びの海プラットフォーム会合の開催について
2. 第3期海洋基本計画における海洋教育に関する取組の紹介
3. 第4期海洋基本計画の検討状況（海洋教育関連）
4. 質疑応答及び意見交換
5. その他

参加府省・関係機関

内閣府、文部科学省、国土交通省
(公財)笹川平和財団

第2回会合（令和5年7月13日）

1. ニッポン学びの海プラットフォーム会合の進め方について
2. 第4期海洋基本計画における海洋教育に関する取組の紹介
3. 令和4年度内閣府調査業務の結果について
4. 質疑応答及び意見交換
5. その他

参加府省・関係機関

内閣府、文部科学省、**農林水産省**、
国土交通省、**環境省**
(公財)笹川平和財団
赤字：新たに参画した関係府省

第3回会合（令和6年6月28日）

1. ニッポン学びの海プラットフォーム会合の進め方について
2. 令和6年度の海洋教育に関する取組の紹介
3. 質疑応答及び意見交換
4. その他

参加府省・関係機関

内閣府、文部科学省、農林水産省、
国土交通省、環境省、**防衛省**
(公財)笹川平和財団
赤字：新たに参画した関係府省

海洋人材の育成・確保や国民の理解増進に向けた取組

(2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

教員がアクセスして使えるデータ利用・教材作成の手引きの充実等

令和5年6月、文部科学省が開催した「指導主事連絡協議会」において「『海しる』海洋教育コンテンツ」を周知するパンフレットを配布し、学校現場への普及啓発を行った。

全国の都道府県・政令指定都市等の小学校から高等学校までの教育委員会の担当者（指導主事）が集まる協議会



指導主事連絡協議会の様子

内閣府 海上保安庁
Cabinet Office JMWCA Coast Guard

小中学校の指導主事の皆様方へ
「『海しる』海洋教育コンテンツ」の御案内

海洋状況表示システム（愛称：海しる）は、「海の今を知る」をコンセプトに、内閣府の総合調整のもと、政府機関等が保有する海洋情報を集約した情報サービスで、海上保安庁が運用しています。

「海しる」では、身近な気象・海象に関する情報から、海底火山、地震、潮汐、エネルギー、環境に関する情報まで、**理科などでの海洋の学習に**関係する情報を幅広く掲載。

これらの様々な海洋情報を**地図上に重ね合わせてビジュアルにご覧いただく**ことができます。また、利用者ご自身で**地図のズームアップや情報項目の追加**が行え、**地図のカスタマイズも自由自在**。


このような「海しる」の特徴を生かし、令和4年9月には、海洋教育推進の一環として、小中学生等が「海しる」を使用して**海洋についてインタラクティブに学習**できるように「『海しる』海洋教育コンテンツ」を公開しました。

授業や学習時において、是非、本コンテンツを海洋教育の教材としてご活用ください。インターネットに接続するだけですぐにご覧いただけますので、まずはお試しくださいたく存じます。なお、詳細は次頁以降で説明しておりますので、ご参照いただければ幸いです。

重ねて表示
雨
風
天気図
波
地図

地図上に様々な海の情報を重ねてご覧いただけます！

海の情報「海しる」で！

海しる 

<https://www.msil.go.jp/>

QRコード

マスコットキャラクター「うみしる」

出典：海洋状況表示システム(https://www.msil.go.jp/)より作成。情報提供元：国土地理院、気象庁

海洋人材の育成・確保や国民の理解増進に向けた取組

(2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

教育現場が主体的かつ継続的に取り組めるような環境整備

令和5年度に初めて開催した「海する自由研究コンテスト」を令和6年度も実施。

「海する」の情報や機能を使って、身近な海の魅力や課題について調べたり、海と自然現象の関係を研究したり、海の新たな利用方法を考えたり等、独自のアイデアや着眼点で情報を組み合わせた自由研究作品を募集し、小・中学校及び高等学校の生徒を対象に開催予定。

「海する」
**自由研究
コンテスト**

開催期間 2024.7.1(月)～9.6(金)予定

「海する（海洋状況表示システム）」
を使って、身近な海の魅力や、
課題について調査してみよう！

募集対象
全国の小中学生・高校生

入賞者
表彰状
+
副賞（図書カード最大5万円分）

主催 内閣府総合海洋政策推進事務局
協賛 海上保安庁 協賛 株式会社エーフォース

「海する」を使った自由研究作品

「海する」の情報を使えば、身近な海の魅力や問題について調べたり、
海にまつわる様々な課題を研究したり等、なんでもOK！
「海する」以外にも他の資料やデータを組み合わせてみよう！

スケジュール

2024 7月	8月	9月	10月	11月	12月
7月1日		9月6日 応募締め切り	審査会	審査結果 の通知	結果発表 表彰式
募集期間					

作品への応募、詳しくはサイトからアクセス！

<https://aforce.co.jp/msil>
「海する」自由研究コンテスト

●小・中学生部門/高校生部門の2部門で、それぞれ募集要項1品、審査費2品、計3品の入賞作品を表彰し、以下の表彰を予定しています。
●応募賞金 1品 賞状及び副賞として図書カード3万円分 ●審査賞 2品 賞状及び副賞として図書カード1万円分
●入賞作品に選ばれる応募者（グループは代表者）は、2024年11月までその応募作品に記されたメールアドレスを通じてご連絡いたします。
●入賞作品に選ばれる応募者（グループは代表者）は、2024年12月下旬に東京都内の会場で開催される表彰式に、関係者招待で招待します。
●表彰式の欠席者は、本人及び関係者1名分まで参加料が支払われます。

「海する（海洋状況表示システム）」は、さまざまな海洋情報を提供し、地図上で検索しやすさを提供するサービスです。
関係機関は国・府・県・自治体、警察、気象、国土交通省、国土交通省（国土交通省）と連携し、2024年度から2025年度は、
船舶の航行管理や漁業、観光、海洋リジャー、海洋防災など多くの分野で活用可能です。

お問い合わせ 株式会社エーフォース
MAIL: contest@aforce.jp

海する



海する
<https://www.msil.go.jp/>

海洋人材の育成・確保や国民の理解増進に向けた取組

(2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

海洋に関するコンテンツ・情報の発信

中学生向け広報資料

(令和6年度に作成・令和7年度に配布)

ニッポン学びの海プラットフォーム会合に参加している関係府省及びその関係府省が所管している関係機関等が作成した海洋教育コンテンツの中から、中学生向けのコンテンツをA4又はA3サイズ画面一枚にまとめる。

授業の補助教材、学生の自習教材として活用できるよう電子媒体で作成し、各学校が自由にダウンロード・印刷できるようにする。(簡単な解説のみ記載、QRコードを添付しコンテンツにアクセスできるようにする)



サンプルイメージ

*実際はデザイン会社が制作するイラストになります

生徒や教員がアクセスして使えるデータ利用・教材作成の手引きの充実等

「情報Ⅰ」における動画教材

(令和6年度に制作・令和7年度に公開)

令和4年度より必修修科目として導入された「情報Ⅰ」を学びながら、海に関する理解を促進できるようにするため、高校生が海洋データを用いて各種の解析を行える動画教材を作成。作成した動画は、文部科学省の高等学校情報科に関する特設ページ「授業・研修用コンテンツ」に掲載予定。

文部科学省の特設ページURL

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_01832.html



海洋人材の育成・確保や国民の理解増進に向けた取組

(2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

海洋に関するコンテンツ・情報の発信

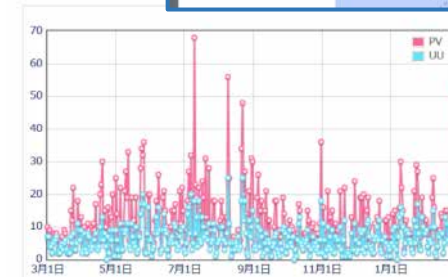
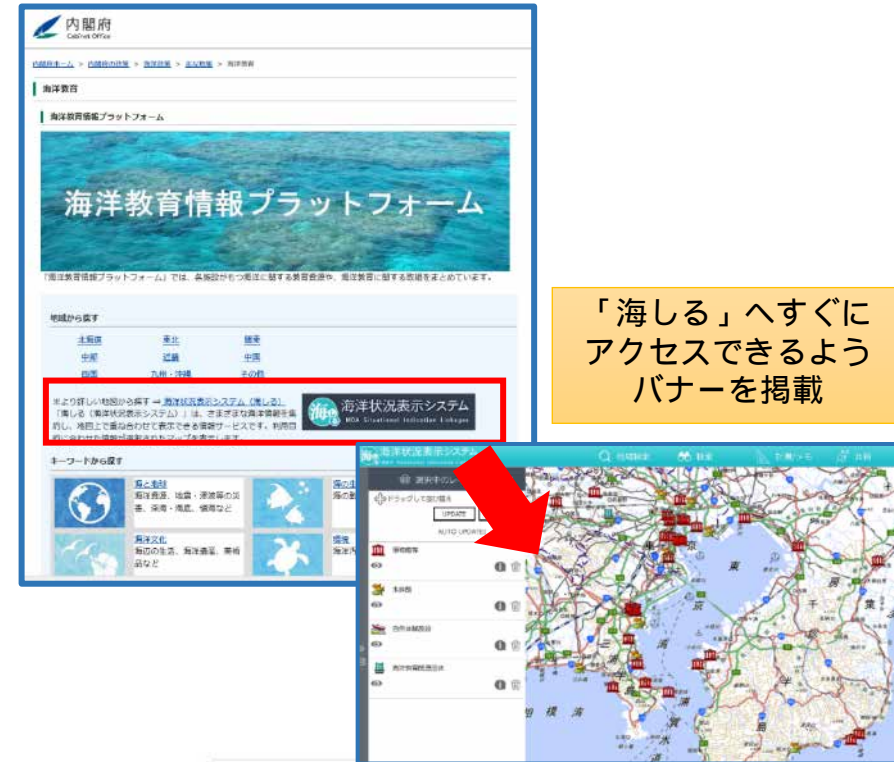
海洋教育に関する各都道府県の取組を まとめたホームページ

- 1 内閣府の海洋政策ウェブページ上に開設
- 1 各都道府県の水族館や博物館などの海洋関連施設や、海洋教育に関する取組を掲載
- 1 地域別、キーワード別（海と地球、海の生物、海洋文化、環境、水産、船、港等）でも検索可能
- 1 学校教育において活用可能なオンライン教材をまとめ、掲載
- 1 掲載情報数：330件程度
（今後情報の整理を行う予定）
- 1 アクセス数
集計期間：令和5年度
訪問者数（UU）：2,521（2,057）
ページ閲覧数（PV）：4,279（3,755）

*括弧内の数値は、令和4年度のもの。

海洋教育情報プラットフォーム：

<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/education/education.html>



海洋教育情報プラットフォーム：アクセス結果（月別）
2023年3月1日～2024年2月29日

海洋人材の育成・確保や国民の理解増進に向けた取組

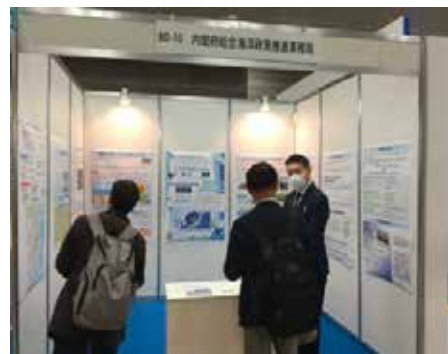
(3) 海洋に関する国民の理解の増進

地域における産学官連携のネットワークを通じて、普及啓発活動の取組を推進

Offshore Tech Japan 2024 / 海洋産業技術展（産経新聞社、(株)JTBコミュニケーションデザイン主催）、うみコン2024（横浜市主催）、海の学びコーディネータ会議（日本海事科学振興財団主催）、ALAN/Aqua Local Area Network コンソーシアム（(一社)電子情報技術産業協会主催）等において、幅広い年齢層の来場者に海洋基本法や第4期海洋基本計画、AUV戦略や海洋教育の取組等を説明。



AUV戦略の講演
(横浜市うみコン2024)



講演やブース対応の様子
(Offshore Tech Japan 2024)

海洋人材の育成と国民の理解の増進に関する取組

海洋人材の育成・確保の必要性（海洋政策上の喫緊の課題）

- 少子高齢化による人口減少という顕著な課題に加え、産業構造の転換やイノベーションに対応する人材の必要性の高まりという海人的課題が顕著であり、裾野との競合・争奪が発生。
- 海洋に関わる諸活動が我が国の興亡に関わるとの社会意識の醸成が必要。
- 人材育成体制の強化、産学官の関係者が連携して魅力的な環境を提供することが必要。

第4期海洋基本計画における施策

- 海洋分野のリカレント教育の推進
- デジタル・グリーン等の観点から高度専門人材の育成
- 「ニッポン学びの海プラットフォーム」における産官の連携強化
- 学校現場で活用できる副読本の開発
- 海洋教育コンテンツ・情報の発信 等

① 白書やポスター等を用いた海洋施策に関する情報発信（一例）

② 海洋教育コンテンツ（動画やWebサイト等の一例）

内閣府 文部科学省 農林水産省 国土交通省 環境省

政府及び政府関係機関の海洋教育に係る取組を紹介するポスター（Offshore Tech Japan 2024）